

組合に入ろう！
組合に相談を！

か い な

JMITU(日本金属製造
情報通信労働組合)
日本アイビーエム支部

東京都港区赤坂2丁目20の6
川瀬ビル5F 〒107-0052
TEL : 03-3583-9037
FAX : 03-5562-0853

定価 月 500円

2017年8月29日、
会社はまたも賃金減額を
発表しました。組合はこ
れについて9月1日に団
体交渉を行いましたので、
以下に報告します。

**第2次賃金減額裁判で
和解着したばかり**

賃金減額の違法性を求
めて労働組合が争った第
2次賃金減額裁判では今
年6月28日に組合側の勝
利的和解として、会社は
賃金減額された原告の給
与をもとに戻し、この間
の差額賃金と遅延損害金
も支払って決着したばか
りです。

**たった3労働日前の団
交で協議せず騙し討ち**

しかも、今回の賃金減
額の発表は賃金・労働条
件の一方面的不利益変更を
伴うものです。たった3

労働日前の8月24日に開
催した団体交渉において
十分その可能性を示唆し
交渉できたにもかかわらず、
会社はそのことを一
切示さずに労働組合を騙
し、一切の協議を行わず
に一方的に社内に表示し
ました。組合はこの点を
指摘し強く抗議しました。

**組合と十分な協議を行
い一方的に実施するな**

組合 一方的に発表した
が、組合員についても協
議せずに一方的に賃金減
額するつもりか。
会社 プログラムは発表
したが、貴組合員に関わ
る部分については誠実に
協議していく。

組 裁判での和解協定は
遵守していくと考えてよ
いか。

会 もちろんだ。
団交では組合の理解

と納得を得るため十分な
協議を行い、協議が整う
まで一方的に賃金減額を
するな。

会 そうならないように
努めていく。

組 今回の賃金減額につ
いての経営上の必要性は
何か。

会 ペイ・フォー・パフォー
マンスが経営上の理由だ。
組 賃金を下げないと経
営が立ち行かないとか、
そういうことではないと。
会 そういうことではな
い。

組 プラス査定で幅で調
整すればいいと思うのだ
が、なぜ減額まで踏み込
むのか。

会 減額を含めたメリハ
リをつけた報酬制度が会
社の考え方だ。

組 「業績が期待に届か
なかった」とされた賃金
減額対象者の「期待」の

また賃金減額発表

団交報告

まずは団体交渉で協議を

社員みなさん、ここにご紹介した通り、会社が
言う「業績が期待に届かなかった」という基準は曖
昧で、説明は二転三転するありさまで。さらに
「改善が認められなかった」とされる賃金減額対象
者の「改善」の基準すら曖昧なことは火を見るより
明らかなです。

会社は給与調整内容を9月25日の週以降に所属
長より通知するとしていますが、すでにPIPに入っ
ている人は要注意です。

PIPをしなければならない理由に疑問はありま
せんか？ PIPの実施内容に疑問はありますか？

9月25日を待っている事態が悪化するばかり
です。すぐに組合に加入し、団体交渉で協議を開始
しましょう。

日本IBM

日本IBMは、直ちに争議の全面解決を決断せよ！
成果主義による賃金減額やロックアウト解雇をやめ、
人間らしく働ける職場をつくろう！

ロックアウト解雇5次判決報告決起集会

○日時 2017年9月27日(水) 午後6時半～8時

○会場 全労連会館2Fホール

日本IBM解雇撤回闘争支援全国連絡会

東京都北区滝野川3-3-1 JMITU(日本金属製造情報通信労働組合)
TEL 03(5961)5601 FAX 03(5961)5603 e-mail: honbu@jmiu.com



賃金減額に抗議 有楽町駅前宣伝

8月29日18時30分
から宣伝を行いました。こ
の日、2017年の賃金
減額が発表されました。
第1次賃金減額裁判で認
諾をして、第2次賃金減
額裁判でも和解が成立し、
原告全員の賃金が減額調
整前に戻ったばかりだと
いう時期にも関わらず、
会社がさらなる賃金減額
を実施することを発表し
た点を宣伝しました。

その他に、ロックアウ
ト解雇裁判の宣伝も同時
に行いました。有楽町駅

前では、通りがかりの年
配の女性に声をかけられ、
IBMがこれほどブラッ
ク企業なのかということ
にとっても驚いていらつし
やいました。その女性は、
他の企業でも、労働組合
がなくなつたために、会
社の横暴が激しくなつた
ところがあるとおっしゃっ
ていました。会社の横暴
を止めるためにも、一人
でも多くの社員が組合に
入ることが大事だとい
うことを痛感させられた日
でした。

働き方改革のあるべき姿探る

8月26日、横浜で
行われた「『働き方
改革』の深層学習交
流会」に参加しまし
た。日本IBM支部
は「専門業務型裁量
労働制」適用現場の
状況について生の声
を交えて報告しまし
た。

日本IBMで裁量
労働制を適用されて
いるのは、GBSや
GTSでのSE職が
中心ですが、お客様
先常駐の場合が多く、
勤務時間に自己裁量
がないばかりか、
「稼働率」によって
評価されるため長時
間労働をせざるを得
ず、しかも裁量労働
手当以上の残業代を
「請求するな」と言
われている人も多い
状況です。

学習会の参加者か
ら、IBMの裁量
労働制適用現場につ
いて「ひどい」の
声が寄せられました。
組合に加入し、状況
を改善させましょう。

横浜での学習会に参加して

中国に「先ず
隗より始めよ」
という故事成語
がある。「物事
は言い出した者
から始めよ」と
いう意味である▼第2次
賃金減額裁判は第1次の
認諾を超える、組合の全
面勝利和解で終了した。
そして原告には7月31日
に減額分の差額が支払わ
れた。この場合、所得税
法上、1ヶ月以内に源泉
徴収票を再発行しなけれ
ばならない。しかし原告
や税務署の期待に達せず、
期限に間に合わなかった
上に、計算を間違えてい
た▼第4次解雇裁判の原
告の給与に遅配があつた
のは、以前お知らせした
とおりである。そのよう
な状況で会社は再び期待
値に達しない社員の賃金
減額を発表した▼社員の
「まともに給与を支払っ
て欲しい」という極めて
普通の期待に達していな
いのは給与担当である。
賃金減額を進行するなら、
先ず給与担当から始める
べきである。(F)

組合に入ってよかった

バンド8以上でも組合に入れます

組合に加入し仕事と生活の両立が可能に

労働組合に加入したきっかけは2008年11月中旬にPBC4と降格を予告するメールを受け取ったことでした。

バンド8に7月に昇格して半年も経たない時期であり、そのような低評価を受ける理由に思い当たることはなく、所属長と複数回話す中で理由は当初二転三転しました。低評価の理由をいろいろ探して指摘してきましたが、どれも事実を誤認したものであり、中には明らかに別の人が前年度に犯した過ちと認識を共有していた事を私に責任転嫁しているものもありました。

一人で闘うことに限界を感じ、組合に加入して働きやすい環境を求めて

いきなと思いいます。皆さんも明日は我が身と考え組合に加入されることをお勧めします。

また、2014年にはライスマネージャーに任期が極めて短期間である案件を長期案件と言って参画させられ、家庭の事情で転勤できないことを知りながら通勤できない地域のプロジェクトの中から仕事を選択するように強要されました。これに対応しきれず、年間稼働率が目標を下回り、低評価となりPIPを強要されました。この時も組合から抗議をしてもらい、PIPも賃金減額も行わずに済みました。

労働組合に加入していたからこそ、仕事と生活を両立させることが出来

金減額の裁判をしており、減額された賃金が戻ってくる可能性についてもお話いただき、私の中で、IBMに残って、仕事を続けていく勇氣をもらうことが出来ました。

裁判は想像以上に長い道のりでしたが、今年の7月に減額前の賃金に戻る事となりました。振り返ると減額前に戻ったのは、賃金だけではなく、仕事に対するプライドやモチベーションの方が、大きいのではないかと感じています。

社内には、同じ事で悩んでいるバンド8の方々も多く存在すると思います。バンド8でも組合に入れます。組合に入って、失った賃金とプライドや



まさか戻らないと思っていた賃金が戻った

賃金減額を通知され、その上「今辞めれば、減額前の一時金が出る」と執拗な退職勧奨を受け、耐えられず組合に駆け込みました。

組合に入って相談を重ねるうちに、まさか戻らないと思っていた賃金をバンド8でもとり戻せることが分かりました。一人では到底思いつかないことでした。集団で法律の下で闘うことの大切さ

が始めて解りました。その意気込みで第2次賃金減額裁判に加わった結果、過去分の賃金も戻り、さらに減額前の給与に戻りました。

賃金減額が回復した実感は、クレジットの請求額が来るたびに貯蓄の取り崩しや、実家からの支援でギリギリやり繰りすることが無くなったことで、生活に余裕ができたことでしょうか。儉約生活は長く、すっかり身に付いてしまいました。いまさら変えるつもりは無いので、貯蓄を再開する予定です。

残念な点は、会社は非を認めながら今後も続く減額者は放置し、さらに減額されても良いという署名を求めている点です。懲戒処分でさえ減給は最大で一割で、処分期間後は元の賃金に戻ります。一方的に「期待」に届かないとした人への容赦ない無期限の減給処置、という蛮行を止めるためにも、ぜひ組合に入り一緒に取り戻しましょう。

「働き方改革」は「働かせ方改革」

司法総行動プレ集会

「働き方改革」ではなく「働かせ方改革」

国民に開かれ、国民の権利を擁護する司法の実現を求めて関係機関に要請する「2017年司法総行動」が10月5日に行われます。それを前に9月6日、全労連会館においてプレ集会が開催され、政府がすすめる「働き方改革」について学習会をしました。

旬報法律事務所は今村幸次郎弁護士から「安倍働き方改革」について講演がありました。その中で今村弁護士は、閣僚、財界人やIT企業など使用者側を中心に構成されたメンバーで進められているため労働者の声が排除さ

れています。そのため労働者のための「働き方改革」ではなく、使用者のための「働かせ方改革」になっていると説明がありました。このような労働法制度の改革案が9月下旬の臨時国会に提出されようとしています。

労働時間の上限規制は過労死ラインまで許容

では臨時国会に提出される「働き方改革」はどのようなものでしょうか。

まず長時間労働の問題です。過労死ラインは、単月で100時間または二か月連続80時間が発症に至る危険ラインとされています。

今回の改革では、この過労死ラインまで時間外勤務を認める内容になっています。これでは過労

項目	現行	高プロ
労働時間	1日8時間 週40時間	×
割増賃金	時間外・休日・深夜勤務は割増	×
休憩	6時間超労働は45分 8時間超労働は60分	×
休日	週1日 または 4週に4日	△

死ラインの労働時間が常態化します。また過労死が自己責任になってしまっています。

高プロは過労死を招く

労働者を労働時間規制からはすす「高度プロフェッショナル専門職（高プロ）制度」が導入されようとしています。現行の労働基準法で定められている労働時間、休憩、深夜割増、休日（週一日）が適用されなくなります。経団連が年収400万円以上の労働者への適用を主張していることから、多くの労働者に拡大されることが予想されます。

「同一労働同一賃金」のまやかしが明らかに

同一労働同一賃金とは同じ価値の労働であれば、同じ賃金にしなければならぬという考え方です。しかし正社員と非正規労働者との均等待遇に関する改革案の中心は、職務内容が同じでも、勤務地の変更の範囲や「その他の事情」があれば、待遇が異なっても良いとなつ

組合なんでも相談窓口

事業所名	職 場 名	氏名	電話番号
本 社	TSDL・ISEL・System技術	大岡 義久	1712-5175
本 社	GTS・ビジネスオペレーションズ	杉野 憲作	205-6550
本 社	価格計画・S&D価格計画	石原 隆行	205-6483
幕 張	GTS・請求・売掛#1	柿本 正親	205-3174
名古屋	GBS・インダストリアル・アプリケーション開発	板倉 浩	205-2205
大 阪	GFS・西日本グリーンファシリティSVC	山本 茂秋	505-5420
大 阪	西日本地区技術・技術推進	河本 公彦	205-5204

組合事務所 03-3583-9037(月-金 13-16時) FAX 03-5562-0853
連絡先 メール kumiai@jmitu-ibm.org http://www.jmitu-ibm.org/



注)上記窓口は、事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ			
法律相談	労働問題以外の民事一般についても相談受け付けます（電話予約をお願いします）		
東京法律事務所	弁護士 水口洋介、今泉義竜、本田伊孝	http://tokyolaw.gr.jp/ 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル TEL 03-3355-0611(代)	
旬報法律事務所	弁護士 大熊政一、山内一浩、並木陽介、細永貴子	http://junpo.org/ 東京都千代田区有楽町1-6-8松井ビル 受付7F TEL 03-3380-5311(代)	
岡田尚法律事務所	弁護士 岡田 尚	神奈川県横浜市中区太田町1-10 NGS太田町ビル5階 TEL 045-222-7577	
ほづみ法律事務所	弁護士 穂積匡史	http://hozumi-shinyuri.jp/ TEL 044-959-3550 神奈川県川崎市麻生区上麻生1-6-1 かわしん新百合ヶ丘ビル305号	